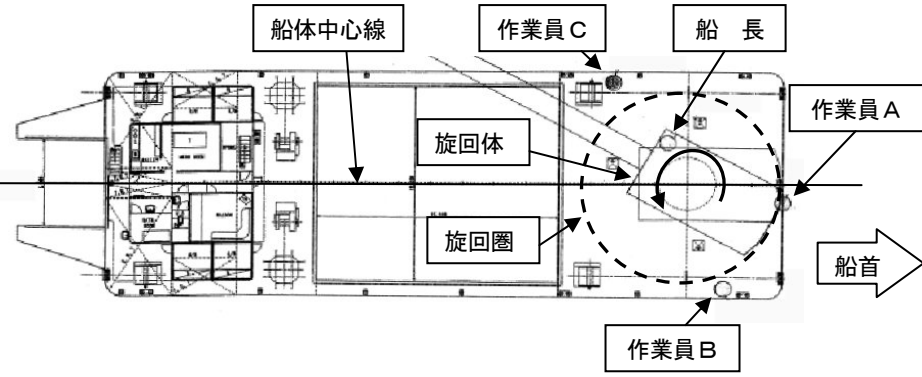


# 船舶事故調査報告書

平成22年8月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成21年11月7日 13時25分ごろ
発生場所	熊本県八代市 八代港防波堤灯台から真方位152° 1,020m付近 (概位 北緯32° 30.9′ 東経130° 32.3′)
事故調査の経過	平成21年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	クレーン台船 <sup>はっこう</sup> 八光三号、約667トン（積載重量） なし、株式会社村上工業 42.00m×15.00m×3.00m、鋼 なし、昭和59年（建造年）
乗組員等に関する情報	船長 男性 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年12月19日 免許証交付日 平成18年5月9日 （平成23年12月18日まで有効） 作業員A 男性 20歳
死傷者等	重傷 1人（作業員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、八代港内加賀島西方沖において浚渫作業中、船長が船上のクレーンを操縦して船首方の土砂をすくい揚げ、船倉に投入するため左回転させたところ、平成21年11月7日13時25分ごろ、船首のクレーン旋回（以下、「旋回」という場合、クレーンの旋回を表す。）圏内で浚渫場所の水深を計測中の作業員Aが、船首部ブルワークと旋回体後部に挟まれた。 本船周囲の安全確認をしていた作業員Bは、作業員Aの悲鳴で事故に気付いて船長に無線機で連絡し、船長が会社等に連絡後、作業員Aは、来援した交通船で八代港に運ばれ、救急車で病院に搬送され、直腸断裂、骨盤骨折及び尿道断裂と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約1m/s 海象：海面 穏やかであった。
その他の事項	旋回中、旋回圏は立入禁止となっており、ふだん、旋回する際、船長Aが無線機で作業員Bに連絡し、旋回圏内に人がいる場合、作業員Bが、船長に連絡し、また、旋回前には、旋回体付近で水深の測定を行う作業員等に、これから旋回することを大声で知らせていた。

	<p>船長は、クレーン操縦中、操縦席の後方や左側は死角となり様子を見ることはできなかった。</p> <p>事故発生時、作業員Bは船首右舷側に立ち、作業員A及び作業員Cに、旋回を知らせたのち、クレーンを背にして海上を見ていた。</p> <p>作業員Aは、ふだんは旋回停止中に水深の測定を行い、旋回開始時、旋回圏外の船首右舷側に立っていたが、事故発生当時は掘り残しが見つかったため、旋回中に旋回圏内に入り、水深の計測を行っていた。</p> <p>作業員等は、日ごろから、会社及び船長より、旋回時に立入禁止区域には絶対に入らないよう指導され、甲板上の旋回圏には、黄色のペイントで立入禁止の塗装がなされていた。</p> <p>作業員Aは、事故当時、旋回圏内であっても船首の中心線よりやや右舷寄りの場所であれば、旋回体が180°旋回しても、旋回圏と船首ブルワークの間の隙間があることから、挟まれることはないと思い、船首の中心線よりやや右舷寄りに立っていたが、思っていた場所より少し中央寄りに立っていて挟まれた。</p> 	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、八代港内加賀島西方沖において浚渫作業中、旋回する際、作業員Aが、立入禁止の旋回圏内に入ったため、船首部ブルワークと旋回体後部に挟まれ、負傷したものと推定される。</p> <p>作業員Aは、掘り残し場所の水深計測を行う際、旋回圏内であっても船首中心より右舷寄りの場所なら、旋回体後部と船首部ブルワークとの間に隙間があることから、挟まれることはないと思っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が八代港内加賀島西方沖において浚渫作業中、旋回する際、作業員Aが、旋回圏内であっても船首中心より右舷寄りの場所なら、旋回しても挟まれることはないと思って旋回圏内に入ったため、船首部ブルワークと旋回体後部に挟まれたことにより、発生したものと考えられる。</p>	
備考	<p>本事故後、船舶所有者により次の事故防止対策がとられた。</p> <p>(1) 作業員全員に無線機を持たせ、全員の位置を把握する。</p> <p>(2) クレーン作業時は、船長（クレーン操縦者）が作業員1人ずつ順番に</p>	

	<p>安全待避の確認連絡を無線で行い、全員了解のもと再度船長から合図を出して旋回を開始する。</p> <p>(3) 船長は、作業員全員の安全確認なしに旋回を行わない。</p> <p>(4) 旋回する際に、注意喚起となるよう、旋回に連動した回転灯とブザーを取り付ける。</p>
--	---